

社会的リアリティの析出

——成員の解釈装置の視点から——

江原由美子

我々は通常、日常生活において、「自明的な世界」の存在を仮定している。だが、分析的に考察すれば、我々の日常生活世界は、両義性や矛盾、リアリティの対立に充ち充ちていることがわかる。この視点から見れば、人々が何故安定的「自明的」「客観的」な世界を前提としているかという事が、解かれべき問題として立ち現われてくる。本稿においては、この問題に答える為に、成員の側に「解釈装置」を想定し、その記述を試みる。

§1 課題

個人の欲求や意志、解釈を超越した、「客観的」な「判断」が存することは、多くの社会学理論にとって前提となっている。その前提が、社会学に、社会的なるものを「客観的」に扱うことを可能にさせているわけである。

しかし、もしこの「客観的な判断」それ自体を理論的に基礎づけようとするならば、それは膨大な努力を伴う理論学的営為を必要とする。個人を超越した、その意味で「客観的な判断」が存するという主張は、認識批判の観点からの攻撃を浴びるのである。こうした批判の観点に立つものは、「判断」の「客観性」とは幻想であり、ひとつのとらわれた立場にすぎぬと主張する。他方、「客観的な判断」を根拠づけ弁証しようとする努力もまた、多大に注ぎこまれる。行為の意味に着眼した社会学において、とりわけこうした議論が重要であったことはいうまでもない。

しかし、本稿はこうした課題を設定するものではない。「客観的な判断」の存否は本稿の域を越えた問題である。ここでは、この議論の影であまり考察の対象にならなかった問題を考察しようと思う。それは、「客観的な判断」があるという認識は、けっして科学者だけのもので

はなく、社会の通常の成員もまた、異なった意味ではあれ、このことを「知って」⁽¹⁾いるということである。

成員は、「夢想」と「現実」、「狂気」と「正気」を区別する能力を持つ。また、己れの判断が「誤っている」と判断できる。他者との対話によって、自らの判断を「テスト」し、より「正しい」認識に至り得ると考えている。さらに、自らの判断が及ばない世界があると「知って」おり、しかも、そうした世界についても、「正しい」「客観的な」判断が、自分以外の人間によって、または神によって下しうると考えているのである。そしてまさにこのような知識の上に、成員は、「客観的な判断」が存在することを「知っている」。ここで、成員が「現実的」であり、人々と「共有」でき、「正しい」と考えている、すなわち「客観的」であると考えている判断の集合を仮に社会的リアリティと呼んでおこう。

この社会的リアリティが、本当に「客観的」であるか否か、またそれがどのような内容のものであるかは、さしあたり本稿の課題ではない。それが本当に「現実的」か、人々に「共有されている」か、「正しい」かは、判断中止される。しかし、この社会的リアリティの存在自

体は、人々に共有された認識として分け持たれているということを本稿の前提としよう。成員の日常的知識としてこの前提をおくことは、けっして妥当でなくはなからう。

もし成員が、社会的リアリティの存在を「知って」いるとするならば、そこには、まさに解かれるべき問題が存することになる。なぜなら、反省的に考察するならば、成員の生活世界は、様々な経験や両義的な経験を含みこんでおり、多義的な解釈の余地を持ち、けっして一義的な「自明の」「正しい」判断のみから成りたっているのではないからである。それにもかかわらず、我々が、一義的に決定しうる、「客観的な」社会的リアリティの存在を「知って」いるとするならば、まさに我々の内に、このような経験の多様性・多義性を「解釈」し、「選別」し、「序列づけ」る、何らかの「解釈装置」を想定せざるをえない。すなわち、そうした何らかの「解釈装置」が、多様な、多義的な、不透明な経験された世界を「濾過」し、社会的リアリティを「析出」させていると考えざるをえない。であるならば、この「解釈装置」の記述は、ひとつの解かれるべき問題として位置づけることができるのである。

本稿は、この「解釈装置」に記述する試みである。しかし、本稿の論述は以下のいずれも主張するものではない。第一に、社会的リアリティの存在が成員の「解釈装置」に依拠しているということを主張することで、その「客観性」を「幻想」であると批判する論拠を示したとする立場。第二に、社会的リアリティの「客観的な存立」が成員の常識的知識のうちに分けもたれている故を持って、社会的リアリティの「客観性」に対する重要な論拠とする立場。いずれの主張も、本稿の論ずる域を越えている。本稿において、社会的リアリティの「客観性」自体

については、「判断中止」されているのである。

§2 リアリティの多元性の根拠は遍在する

まず、再度問題を把握してみよう。

我々は通常、我々の日常生活の世界を「自明的」であると考えている。毎日決まりきった生活。仕事、通勤、見慣れた風景。昨日と区別のかぬ今日。この視点から見ると、問題は、いかにしてこの決まりきった日常を打碎し、日常性に鈍磨した感性をとりもどすかである、とされるのが通常である。「物象化」された社会現象を打ち破る変革的意識の形成こそ、問題とされるのである。

だが、日常生活世界を、「自明的である」とする成員の通常的判断に従うのをやめ、その事自体を反省的に考察すれば、成員が「自明的である」とおいている事自体が、まさに問題として把握されることになる。シュッツが「自然的態度」そのものが「判断中止」を行なっている観点から、「自然的態度のエポケー」を論じたと同じ観点である。⁽²⁾この観点から考察する時、この「自明的な世界」を析出させてくる「解釈装置」の複雑性に驚嘆せざるをえない。以下、分析的に叙述しよう。

我々がある判断を行なう時、そこに含まれる要因を仮に三つ挙げてみよう。第一に、主題化する意識作用、第二に主題化される事柄・事物。第三に判断そのものへの判断。例えば、「AはBである」という判断があった場合、第一に、判断を行なう意識作用、第二に、主題化されるA、B、またA=Bという事柄・事物、第三に、「AはBである」という判断についてそれがおかれているより広いコンテクストに基づいて行なわれるメタ判断。⁽³⁾（「AはBであるとしたら」といった仮定という判断のおかれ方、または「AはBであるということは正しい」といった

判断についての判断等。)

ここで「生活世界」を、成員が、知覚し認知し判断し記憶することによって、創出していると考えられる環境との関係、もしくは環境についての全体的な像と仮におくならば、「生活世界」は、こうした判断活動の束、もしくは判断の結果である「知識」の集積から成ると考えることができよう。知覚や認知も、無意識的な判断と含んでいると考えうるからである。(従って本稿では判断という概念は、精神活動一般を表わす非常に広義の意味で使用されることになる。)

ところで、「生活世界」を構成するこれらの判断は、様々に異なっている。先にあげた判断の三要因に従って考察しよう。第一に、判断は、意識作用の様式によって分化している。夢を見ている時、覚めている時、酔っている時等々において、我々は相互に対立し相異なる意識作用のあり方を持っている。その様式の変化に伴い、我々の判断は様々に異なり、その意味で我々にとっての「世界」は様々に「現出」する。第二に、判断は主題化される対象、すなわち事柄や事態、事物の相異によって異なってくる。第三に、判断は、判断についての判断によって相互に区別される。例えば、我々はある判断を、「真理」として、他の判断は「幻想」や「誤謬」として、また他の判断は、「論証されてはいるが、妥当なもの」として位置づける。従って、あらゆる判断は、それぞれ、固有の、意識作用の様式、主題化する対象、判断についての判断を持っていることになる。「同じ」対象に関しても、その時の意識作用の様式やコンテキストが異なれば、異なる判断が生ずるわけである。

ここで、このことを以下のように言い換えてみよう。判断の様々な相異は、意識作用の点から、また主題化される対象の点から、また判断

への認識的態度の点から、それぞれグルーピングされうる。「夢の世界」や「自然の世界」、「幻想の世界」などが、他とは区別される独自の領域を作りあげるわけである。この時、それぞれの「基準」が創りあげる判断の「集合」を仮に「リアリティ」と呼ぶことにすれば、「生活世界」はこれら様々な部分集合「リアリティ」の「集合」から成ることになる。その時、それぞれの部分集合である「リアリティ」が相互に重なり合うことになるのは無論である。このような事態を、「生活世界は、多元的なリアリティから成る」と呼ぶことにしよう。

では、何故我々の「生活世界」は、多元的なリアリティから成っているのか。その根拠は一体何なのか。

まず第一に、それは我々が身体的存在であるということに基因している。身体的存在である我々にとって、「世界」は常に、特定の観点からの「世界」である。身体「世界」への関係づけの様式の相異によって、「世界」は様々に現出する。意識作用の様式や関心の構造等は、こうした身体「世界」への関係づけのあり方の抽象化である。

第二に、それは、事物や「知識」が「移転」されうることに基因している。身体は様々な「移転できるもの」に囲まれている。我々をとりまく事物は、特定のコミュニケーション回路によって、我々のところに「運ばれて」来たものなのだ。事物だけではない、言葉や「知識」もまた、人から人へと伝達されうる。逆に言えば、我々は、「移転」し続ける様々な事物や「知識」の中に、「位置づけられて」おり、コミュニケーション回路の中の固有の位置を与えられているのである。

第三に、それは「規範」の存在に基因している。「規範」は、その支配する範囲を持つ。そ

の範囲内においては、「規範」に違反する判断を排除する。「規範」が適用される時間・空間は、他の時間・空間から区分される。様々な「規範」の存在は、時間・空間を様々な範囲にわけへだてる。

これらの諸因は、あらゆる社会、社会領域に遍在する。従って、成員の「生活世界」に亀裂を生じさせ、多元的なリアリティに分化させる要因は、潜在的にはあまねく存在することになる。これらが、①意識作用、②主題となる事物・事柄、③判断についての判断。認識的態度の変異を生み出し、成員の判断形成や判断内容の変異を生み出させるのである。

先に、成員が「現実的」であり、人々と「共有」でき、「正しい」と考えている判断の集合を社会的リアリティと定義した。この定義に従うならば、社会的リアリティは、他のリアリティより優越した位置づけを得ているリアリティであり、他のリアリティの棄却・否定の上になるものである。であるならば、まさにこの多元的リアリティから社会的リアリティの析出を可能にさせている棄却・否定のシステムが想定されざるをえない。本稿ではそれを社会的リアリティを析出させる「解釈装置」と呼ぶことにする。

ところで、ここで、リアリティの多元性が顕在化し、社会的リアリティが「決定される」次元を考えよう。様々な判断間の矛盾が顕在化するのには、a、ひとりの成員の思考過程において、b、相互作用過程において、c、制度過程において、という三つの次元を持つ。aとは、ある成員の思考過程において、相矛盾する判断が顕在化し、成員がその矛盾を解くべく努力する場合、bとは、相互作用過程において、相互に判断の相異が顕在化し、討論や議論という場でもって、その相異を克服しようと努力する場合、

cとは、顕在化した問題に対処する制度化された判断の棄却システムを指す。それぞれの次元は、相互に関連しあってはいるが、一応それぞれ独立の、「決定機関」⁽⁴⁾をなしている。(社会的リアリティにおける「現実性」は、成員の思考過程における判断と、「共有性」は、相互作用過程における判断と、「正当性」は、制度化された棄却システムによる判断と対応していると考えられる。)

このように決定を行なう機関を、個人だけでなく、討議や論議といった相互作用過程自体、または、制度化された決定過程自体にまで、拡大して考えるとすれば、当然のことながら、次のことがいえる。すなわち、先においては、暗黙のうちに、「生活世界」は、個人の「世界」であったがそれは変更される。相互作用過程や、制度化された決定過程はそれぞれ独自の「生活世界」を持つことになる。それらの三つの「生活世界」は重なりあうことはあるが、それぞれ別個の、「集合」である。無論、相互作用過程や制度化された決定過程も、各成員の思考過程を前提としている。社会的決定は、つきつめれば、全て、誰かの決定に帰着させうるかもしれない。しかし、それらの諸個人の諸判断の内から、特定の判断を選択するメカニズムは、個人の思考過程に帰着させることはできない。従って、これは別の次元の決定機関とおくべきなのである。しかし、このことは、相互作用過程自体が、「思考」したり「意識作用」を持ったりするというように擬人化されて解釈されてはならない。意識するのは、あくまで成員である。

ここでこれまでの記述を簡単に図化しておこう。「生活世界」は、①意識作用、②主題化する対象、③判断についての判断・認識的態度の変異に伴い、様々なリアリティに分化している。また、それぞれのリアリティの多元性が顕在化

要因 次元	意識作用	主題化する対象	判断についての判断
制度過程	⑦制度化された意識作用の変異 (理性と非理性等々)	⑧制度化された主題・関心体系の変異 (職業体系, 芸術・科学等のジャンル等)	⑨制度化された判断についての判断の体系の変異 (法・道徳, 資格・社会的権威等)
相互作用過程	④自己と他者の間の意識作用の様式の変異	⑤自己と他者の間の主題・関心のズレ	⑥自己と他者の間の「現実性」判断や「正しさ」についての判断のズレ
思考過程	①意識作用の諸様式の変異	②主題化する対象の変異	③「現実性」の変異, 「正しさ」の変異

表1 多元的リアリティの諸相

され、その矛盾や対立が解決され決定される次元の別として、a 思考過程、b 相互作用過程、c 制度過程の別を区別した。この両者の基準から、上の表が書きうる。

表1の各枠内には、それぞれの枠内でのリアリティの多元性の意味を示してある。①②③は、一社会成員の思考過程において現出する様々なリアリティの変異・交替を示す。①は、「夢」や「覚醒」等の、我々の意識作用の様式の変異を示す。②は、我々が何を主顕化するかによって生ずるリアリティの変異を示す。③は、我々が常時行なっている様々な事柄についての判断、「現実性の度合」や「正しさの度合」などを示す。これらの変異や、顕在化された対立・矛盾は、思考過程を通じて、処理されねばならない。

④⑤⑥は、成員がそれぞれ採用した様々な判断が、相互作用過程を通じて、成員間のリアリティのズレとして顕在化された場合を示す。④は意識作用の、⑤は主顕化された対象・事態の、⑥は「現実性」や「正しさ」についての判断のズレを示す。我々は、コミュニケーションの継続と相互理解の努力を通じて、これらのズレを

を克服し、判断を一致させ、共有化することを目指す。

⑦⑧⑨は、リアリティの変異が、制度化されている場合を示す。⑦は当該社会において制度化された意識作用の形態を示す。例えばトランス状態・エクスタシー状態は、多くの社会において、特定の時間・空間において制度化されている。こうした制度化された意識作用の形態においては、ある判断をなした時、その意識作用の形態にあったか否かが、その判断の「正当性」にとって重要な意味を持つことになる。シャーマン等はその例である。近代社会においては、「理性的」であることが、社会成員の判断の「正当性」にとって、必要である。⑧は、制度化された関心や対象への志向を示す。例えば、職業は、職業につく人々に、特定の関心や対象志向を植えつける。医者とは、人間の身体に、治療という関心から志向することを制度化されており、そのことが人々に認知されていることによって、社会成員は医者のもとに、おもむくのである。⑨は、判断についての判断、認知的態度が制度化されている場合を示す。例えば法や道徳は、

「正しい」判断と、「正しくない」判断を、前もって「超越的に」宣言する。また、「正しい」判断の成立条件が制度化される場合も存する。資格や社会的権威は、この為の重要な制度である。我々は、多くの問題を、これら制度化された判断の棄却システムによって処理している。自己の判断能力自体が、この制度の特定の位置に位置づけられており、その結果我々は、特定領域の判断については、強く「正当性」を主張したり、他の領域については、自らの判断をとりさげたりするわけである。その結果、それぞれの領域において、「正当な」判断が、決定されることになる。

表1をタテに読んだ①④⑦は、ともに意識作

用の様式を、③⑤⑧は関心や対象志向を、③⑥⑨は、判断についての判断の問題を、扱っている。

以上の図式化によって、我々の判断を構成する諸要因の変化により、相対立したり矛盾したりする諸判断が絶え間なく産出されており、それらはそれぞれの次元で、葛藤や対立、闘争を引きおこしつつ、処理されているというイメージを呈示しえたと思う。

§3 社会的リアリティの析出

§2で示した如く、本稿においては、「生活世界」を、まず堅固な「自明性」としてとらえるのではなく、逆にまず、判断の争い、現実の

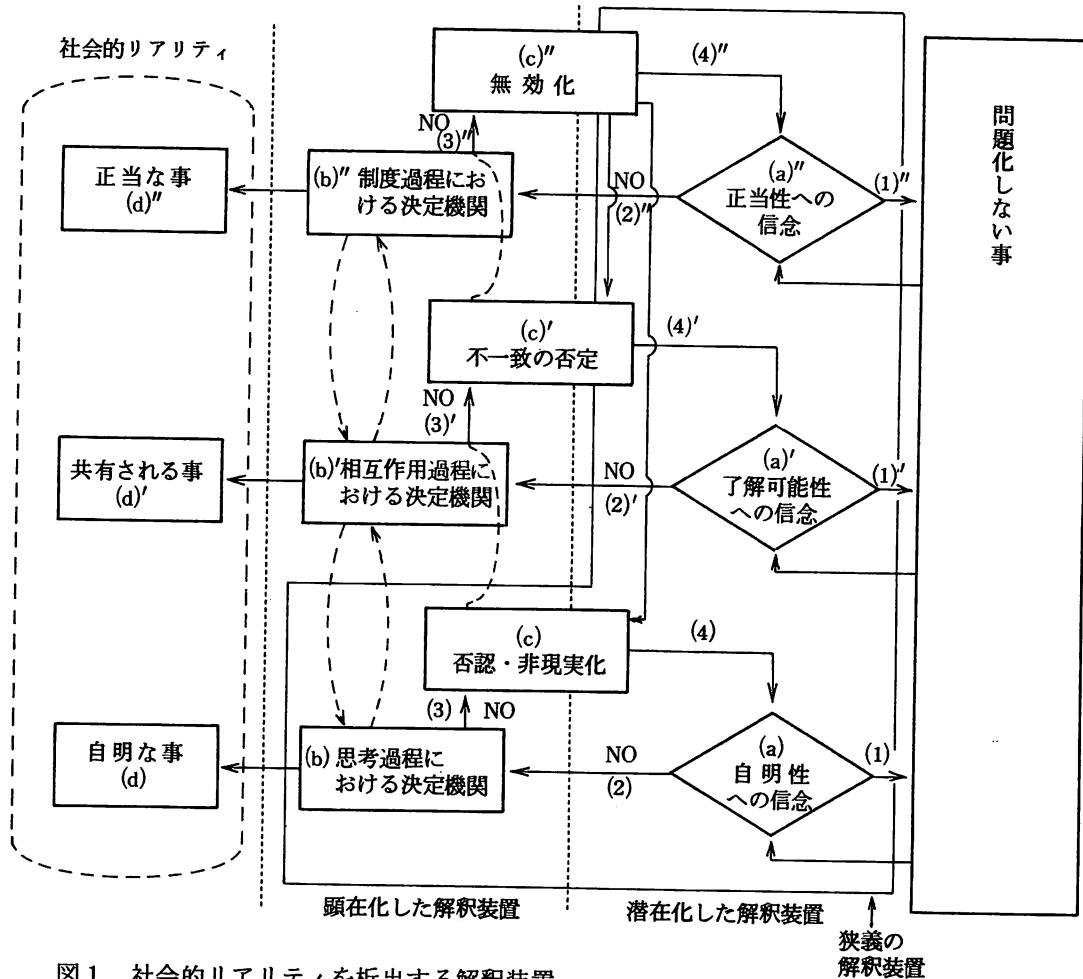


図1 社会的リアリティを析出する解釈装置

定義の争い、リアリティの争いとして把握する。その上で、成員が社会的リアリティの存在についての信念を持っているという前提的な把握を問題にする。一体その信念はどのように維持されているのかが問われるわけである。社会的リアリティの存在についての信念が脅されぬ限り、社会的リアリティは産出され続けることになる。従って、社会的リアリティの存立にとってもっとも重要なことは、多元的なリアリティの「処理」の仕方である。

本稿では、この多元的リアリティの「処理」に焦点をあてることにする。この「処理」を行うものを、「解釈装置」と名づけよう。

解釈装置は、大きく二つの部分から成ると考えられる。ひとつは、多元的リアリティの存在を「問題化」させない装置であり、他のひとつは、問題化してしまったリアリティ間の対立を「処理」する装置である。この二重の装置により、多元的リアリティは「処理」される。前者を潜在的、後者を顕在的な解釈装置と呼ぶことにする。

ところで、様々な判断の矛盾、リアリティ間の矛盾が顕在化し、それが「処理」される次元は、§2で述べた如く、a 成員の思考過程、b 相互作用過程、c 制度過程の三次元を持つ。それぞれにおいて、潜在的、顕在的な解釈装置が存するわけである。(図1参照)

しかし、ここで次の事を論じねばならない。すなわち、相互作用過程や制度的過程における顕在化した解釈装置とは、それぞれの次元において顕在化した判断の矛盾を処理する装置、すなわち「決定機関」であり、その意味で、それは通常使用する解釈装置という語の意味を大きく逸脱しているということである。それは、成員が把持していると想定される解釈装置でなく、その解釈装置によって実現されている具体的な

社会過程のことなのである。従って、狭義の解釈装置という語からは、この二つは除外することにする。狭義の解釈装置とは、成員の常識の内に埋めこまれており、成員の思考を回路づける「信念」や「知識」のことである。では以下、それぞれの次元に従って述べることにする。

まず、成員の思考過程における判断に対して作用する解釈装置について。社会成員は、日常的な世界の自明性、安定性、現実性に対する信念を持っている。それは、自らの判断に対する信頼性によって生み出されている。この信念は、成員の思考過程に次々に現われてくる様々なリアリティの交替を、「問題化」させない効果を持つ。

どの判断も基本的に、それぞれが属するリアリティ内においては、完全に「現実的」である。ひとつのリアリティが焦点化されれば、その「範囲内」で意識活動が行なわれる。主題化される対象の範囲、問いのたて方、その解決の水準自体が、すでにリアリティにおいて、決定されているのである。その問いが設定する解決水準の範囲で、答えが与えられれば、その問いは「消滅」してしまい、それ以上問われることはない。そのリアリティの「範囲内」とどまるかぎり、リアリティの多元性は問題化しない。

しかも、各リアリティは、基本的には独立であり、思考過程において継時的に交替しても、それは「問題化」されないのである。以上は多元的リアリティの「自動的」な「処理」メカニズムである。(図1(1))

無論、このようなメカニズムが作動しない場合も存する。(図1(2)) こうした場合には判断の判断が必要となる。(図1(b)) 社会はその社会における「現実的」な事柄、「正しい」事柄を決定している。そのカテゴリーを採用することにより社会成員は、顕在化したリアリテ

イ間の矛盾を解釈しようとする。例えば、「夢」や「酔」の経験が「現実」への信頼性を犯さないのは、リアリティの独立性故に、「問題化」されないからだけではなく、「夢」や「酔」における知覚や認知・判断が、「あてにならぬこと」とされているからでもある。我々は覚醒時における判断を信頼し、朦朧たる身心状態における判断を「疑う」社会にある。その場合、これらのリアリティは「非現実的」と判断される。(図1(3)) もし「夢」を「お告げ」と規定する社会であれば、「夢」の内容は「現実」にあてはめべく解釈の努力が行なわれるに相違ない。主題や関心の移動による判断の矛盾についても同様のことが言えるだろう。この矛盾について社会は一定の許容度を示している。高度に統合された自我を要求する社会においては、主題や関心の移動による判断の矛盾は非常に顕在化されやすくなる。宗教的戒律を内面化する社会では、それに反する欲望の動めきが自我に「背徳」と意識され、否定される。(図1(3)) しかし、単に外的な同調を要求する社会においては、矛盾は意識されない。(図1(1))

こうした判断についての判断を示す社会的に規定されたカテゴリーの存在は、自明性への信念を強める働きをする。(図1(4)) リアリティ間の矛盾が「定式化」されることにより、疑わしい経験、アンビヴァレンツな経験、不可解な経験がこれらのカテゴリーによって「処理」されてしまい、それ以上の追求を免れるのである。あまりありそうにない出来事は「夢」であったに違いないと解釈され心から追い払われてしまう。超自然的カテゴリーは、様々な解釈不能の出来事を日常性から切り離すことで、逆に日常性への信念を支えるのである。

次に相互作用過程について。成員が自明的な世界への信念を保持しているのは、人々にそれ

がわけもたれうるという信念に強く依存している。

社会成員は、他者との相互作用に入る前に、すでにその思考過程において、一般化された他者との心的な対話を通じて自らの経験や判断を判断する。「妥当な」「現実的な」判断と、「非現実的な」「不適当な」経験や判断を区別し、後者は信頼するに値しないものとして破棄するか、他者とは共有しあえぬものとして、個人的な「過誤」「秘密」として位置づける。それらはさらに、「内面性の証し」として、又は「身心状態の徴候」として解釈される。

一般に「妥当であり」「現実的である」とされた判断は、他者とも共有されうることが信じられている。それらは、たまたま他者との判断のズレが見い出されぬ限り、当然人々もそう判断しているものとされているのである。(図1(1)')

しかし、こうした了解や合意への期待は、他者との相互作用過程において非常にしばしば裏切られる。他者との見解のズレや観点の相異は我々の日常の社会的経験である。コミュニケーションの失敗についての様々な悲喜劇的経験、誤解・いきちがい・了解不能等々は我々の日常生活の基調である。このような場合、他者を了解し、他者と観点や関心を共有し判断を一致すべく努力が行なわれることになる。(図1(2)')(b)'

しかしこうした努力にもかかわらず、一致が見出せるとは限らない。(図1(3)') では何故人々は、他者とのコミュニケーション可能性を信頼しつづけるのであろうか。おそらく我々は、他者との齟齬が、見解の一致可能性、経験の共有可能性、観点の互換可能性を脅さないと解釈しているはずである。そうでなければ我々はたちどころにコミュニケーション努力を放

棄してしまうはずであるから。

これら他者との齟齬，不一致は，何らかの「原因」を持っていると解釈される。その「原因」がわかれば，他者との齟齬は「消去」しようと考えられているのである。(図1(c)')

例えば「原因」としては，誰かが「誤っている」可能性がある。見解や判断の不一致はどちらかの，または両者の「誤り」に基因させうるとの「信念」。又，コミュニケーションが「不足」しているのだということも「原因」として挙げられる。「相手の身になって考えれば必ず他者は了解できるのだ」という「信念」が存するのである。

従って他者との齟齬は，一時的なものとして位置づけられる。「今のところ」一致に到達しなかったにすぎない。コミュニケーションを続行する過程で，この不一致の「原因」が見出され「消去」されうると「信じられて」いる。

もし他者との齟齬が，こうした一時的なものであるとの解釈を許さぬ程はなほだしく，他者と了解しあえるという我々の信念を脅すにまで至った場合，我々はその他者に何らかのレッテルを貼りつけ，特権的な成員として祭りあげたり，成員の資格それ自体を剥奪し，了解不可能という脅威を無効化したりすることを試みる。(図1(c)')これについては，制度過程のところで再度述べることにする。

こうした他者との齟齬の「処理」は，他者の了解可能性についての信念を強化することになる。了解不可能性は，何らかの「原因」によるのだとされ，それ以上の追求の手を免れるのである。(図1(4)')

最後に制度過程について。

社会成員は，思考過程を通じて，また相互作用過程を通じて，様々な判断を「処理」しその顕在化した矛盾を解決しようと努力する。しかし，そうした努力では「処理」しきれない多数

の問題がある。これら顕在化した「処理」しきれぬ矛盾は，自らの思考や，直接的な対話の場を離れた，どこかで，誰かにより，「正しく」判断されているのだという「信念」によって，「処理」されることになる。

我々は「既に確立」された世界に住んでいる。我々は，自己の知覚や判断を超越した，「正当な現実の定義」「正当な判断」が存するのだという信念を持っているのである。それゆえ，思考過程や相互作用過程において顕在化した矛盾は，直接，自明的な世界への信頼を脅すことはない。それらの矛盾の多くは，実際その判定や解決が求められることなく，どこかで誰かが解決してくれるという信念の故に，「忘れ去られる。」(図1(1)')

しかしその内のいくつかは，まさに判定の場に引き出されることになる。(図1(2)')顕在化し問題化された対立や紛争・矛盾は，「処理され」定義づけられねばならない。いったん判定の場に引き出された対立や矛盾は，何が「正当」であるのか，決定されねばならないのである。(図1(b)')

しかし，一般にあらゆる問題の可能性に対応する判断が，前もって社会に存するわけではない。問題の多様性は，前もって定立された現実の定義を越えてしまう。従って，社会には，その「不足」を補う装置が定められている。それは，問題の提起と，問題の解答をしよう者をあらかじめ「定めておく」ということである。「正当な」提起者，「正当な」決定者，又はその「資格」が社会的に定義されている。成員間において，提起の権利，または決定の権利が「不平等に」配分されるわけである。

提起者や決定者の「正当性の根拠」「資格」は，社会によって様々に異なりうる。例えば，先に挙げた「トランス状態」や「エクスタシー

状態」もこのような「正当性の根拠」「資格」の一部になりうる。現代社会では、「理性的」であることがとりわけ重要な「資格」として位置づけられていることも、前に述べた通りである。また職業、特に専門職は、特定の領域における問題の提起の権利、決定の権利を独占的に与えられている例である。その場合、定められた仕方によって、職業への訓練を経ており、特定の試験を通過したということが「資格」となるのである。

会員間での決定権の差別的配分の、もっとも一般的な制度は、「社会的権威」である。「正当な」提起者、「正当な」決定者についての前もってのフォーマルな規定も、起こりうる多様な問題や紛争に比較すれば、十分に整えられているとはいいがたい。その空隙を埋めているのが、インフォーマルな「社会的権威」である。その場合、無論、「正当な」決定者についての規定はないが、そのかわりを通常儀礼的な規範であると思われる規範が果たすのである。一般に「社会的権威」は会員の中に、非対称的な対話規則を「制度化」している。発言権、発議権、質問権、話題転換権、対話の終結決定権、抗議権などが、礼儀の形をまとして、「社会的権威」に従って会員間に不均等に配分されているのである。この結果、礼儀に反しない行動をとることにより、判断権、現実の定義の決定権は圧倒的に「社会的権威」を持つ会員に有利に与えられてしまうのだ。

以上、制度化された決定権の差別的配分に従うことにより、何が「正当な」判断であるかが、制度的に決定される。法や道徳のように、直接に判断そのものの当否を決定する制度だけでなく、これらも又、制度過程における重要な「決定機関」である。(図1(b)⁶)

従って絶対的な現実の定義、超越的な真理の

規定が全く存在しなくとも、決定権を差別的に配分する制度さえあれば、「正当な」判断の存在への信念は脅されない。この場合、超越的なリアリティへの信念が社会成員に共有される必要すらないのである。ほとんどの前近代社会は、絶対的な現実の定義、聖なるリアリティへの信念を成員に強要していたが、近代社会は、法の成文化によって、この聖なるリアリティとのきずなを断ち切ったのである。しかし、近代社会においては、決定権の差別的配分の「正当性」は、平等の原理ととりわけ激しく対立し、常にその「正当性」が脅されつつある。今日においてこうした差別的配分を正当化する唯一残された原理は、「能力」である。「能力」が評量できるものだという神話は、とりわけ近代が固執せざるをえない神話である。

「正当な決定者」に対する信頼が揺らげば、それによって隠されてきた様々な判断間の矛盾・リアリティ間の矛盾が明瞭に顕在化することになる。それは、相互作用過程に矛盾をなげかえし、個人間・集団間の対立・紛争・闘争を顕在化させるとともに、成員の思考過程や自我過程における統合の危機を引きおこす。

「正当な」判断が決定される過程は、逆にみれば、「正当でない」判断が決定される過程である。(図1(3)⁶)我々は他者の言明を、その「資格」との関連で読みとるのである。従って、「資格」のない決定者の言明は、無視され、無効化されるのが通常である。しかし、このことは逆に、「正当な」現実の定義に反する言明を行う者の「資格」を剥奪する事もひきおこす。(図1(4)⁶)「資格」を剥奪することによって、それらの言明が「正当な」現実の定義に対して持っている脅威は、否定されるからである。この結果、「正当な」判断が存するのだという信念は維持されることになる。それどころか、我

我は自らの経験や判断でさえも、「正当な」判断に反するという理由で、否認し無視することがある。

以上、三次元から論じた。以下では本稿の枠組に従う事によって示しうるいくつかの見解を呈示しておこう。

第一に、「常識」とは通常、それを問題化させる事態が生じぬ限り、維持されるものである以上、社会的リアリティの存在についての信念の維持のためには、その信念を揺がす判断間の矛盾・対立、リアリティ間の矛盾・対立が生じないことで充分である。そして、その為のメカニズムは成員の解釈装置の内に与えられている。リアリティの多元性を「処理」しうるからこそが、社会的リアリティの存在についての信念を与えているのである。

であるならば、社会的リアリティの存在についての信念が存するという事は、けっして、成員が皆信奉し共有している正当な現実の定義の存在を必要としないのである。同様に、社会成員が社会的リアリティを、一枚岩的な「客観的な」リアリティであると「信じて」いることは、一枚岩的な「客観的な」リアリティの存在を必要としない。実際、本稿で呈示した解釈装置のモデルに従えば、各成員間で、又は、決定の三次元で、それぞれ社会的リアリティと判定された判断が、同一である保証は全くない。

第二に、社会的リアリティの存在についての信念が保持されていたとしても、リアリティ間の矛盾や対立、判断をめぐる争いは、存在しないのではなく、顕在化されていないだけである。それらは、問題化されずにとどまっているか、問題化を抑圧されているのである。従って、「生活世界」において、社会的リアリティとは多元的リアリティに浮かぶ島にすぎない。

第三に、社会的リアリティが「ひとつの強固な客観的現実」として成員に把持されているのは、それが常に、成員の思考過程において、又相互作用過程において、「非現実」や「誤謬」を排除することによって確認されているためである。我々は単に疎遠なものとしての社会的リアリティを承認しているわけではない。その意味で、社会的リアリティは、成員の解釈装置によって不断に産出されつづけていると云う。

第四に、このような社会的リアリティと多元的リアリティの関係は、社会的リアリティの安定化を保証する。経験の多義性を承認し、その「処理」メカニズムを通じて、「客観的」なリアリティの存在を確認することにより、多義性が持つ安定的な世界像への脅威・危険性を薄らげることができる。

第五に、この「処理」メカニズムによって抑圧され潜在化されていたリアリティ、諸判断、紛争は、変動期においては爆発的に噴出することになる。周辺のリアリティは存在しないのではなく単に抑止されていたにすぎぬのであるから。その時、社会的リアリティの虚偽性が暴露されるのである。我々の「生活世界」が変化することを、ひとつの変動ととらえるならば、その変動の芽は、常に、こうした現在の内に、既に準備されているのである。

注

(1) 本稿において社会の成員とは、その社会の「常識」を持ったメンバーを指す。成員は、その社会で当然とされていることを「知って」いる。この場合「知って」いるとは、そのことを意識、自覚していることを指すのでなく、そうした「常識」に従って行動でき、社会過程を構成しうることを指す。チョムスキーは、ネイティブ・スピーカーは言語能力を持つと述べたが、その場合の言語能

力とは文法を学んだということではなく、「言葉を自由に話せる」ということであった。同様に本稿で成員が「〇〇を知って」いるという場合も、成員がある思考過程・社会過程を構成しうることを指すのである。

(2) (Schutz [1945: 207-226])

(3) ここにおいて呈示された、「判断」と「判断についての判断」の区別は、フッサールの「判断の内容」と「判断の内容に対する認識的態度」の区

別に近い。(Schutz [1932=1976: 26])

(4) cの制度過程における決定の問題を含む故に、ここではあえて決定主体という言い方をさけた。なぜならば、後に示すように、本稿では、制度過程において、通常の制度化された決定主体(ex. 国会, 委員会)の他にインフォーマルな、社会的権威などによる決定権の差別的な配分をも、ひとつの判断の棄却システムとして問題化したい為である。

参考文献

- Schutz, Alfred 1932 Der sinnhafte Aufbau der Sozialen Welt, Springer. =1967 Walsh, G. & Lehnert, F. (trs.) The Phenomenology of the Social World, Northwestern University Press; 1976 (reprinted) Heinemann.
- 1962 Collected Papers I, ed. by Natanson, M., Martinus Nijhoff.
- 1970 Reflections on the Problem of Relevance, ed. by Zaner, Richard M., Yale University Press.
- 1945 "On multiple Realities", Collected Papers I, 207-59.

(えはら ゆみこ)